

武蔵野市特別支援教室入退室判定委員会設置要綱の一部を改正
する要綱

武蔵野市特別支援教室入退室判定委員会設置要綱（令和８年４月１日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（委員長等） 第５条 （略） ２ （略） ３ 委員長は、判定委員会を代表し、会務を統括する。 ４ （略）	（委員長等） 第５条 （略） ２ （略） ３ 委員長は、判定委員会を代表し、会務を統括し、及び第15条の２第１項に規定する小委員会の委員長を兼務する。 ４ （略）	字句の追加
（入室の適否判定等） 第８条 （略） ２ 教育委員会は、前項の規定による報告を受けて入室を適当又は可（条件を付して適当と認めることをいう。以下同じ。）とするときは特別支援教室入室決定通知書（第２号様式。以下「入室決定通知書」という。）により、入室を不適当とするときは特別支援教室入退室等判定結果通知書（第３号様式。以下「結果通知書」という。）により在籍校の校長、当該特別支援教室の拠点校（以下「拠点校」という。）の校長及び当該児童等の保護者に通知する。	（入室の適否判定等） 第８条 （略） ２ 教育委員会は、前項又は第15条の２第４項の規定による報告を受けて入室を適当又は可（条件を付して適当と認めることをいう。以下同じ。）とするときは特別支援教室入室決定通知書（第２号様式。以下「入室決定通知書」という。）により、入室を不適当とするときは特別支援教室入退室等判定結果通知書（第３号様式。以下「結果通知書」という。）により在籍校の校長、当該特別支援教室の拠点校（以下「拠点校」という。）の校長及び当該児童等	字句の追加

(事務局) 第16条 判定委員会の事務局は、教育部教育支援課に置く。	の保護者に通知する。 <u>(小委員会)</u> <u>第15条の2 委員長は、必要に応じて判定委員会に小委員会(以下「小委員会」という。)を設置することができる。</u> <u>2 小委員会の委員は、第3条各号に掲げる判定委員会の委員の中から委員長が選任する。</u> <u>3 小委員会は、委員長が指定する児童等の特別支援教室への入室の適否を判定し、その結果を判定委員会に報告する。</u> <u>4 判定委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を教育委員会に報告する。</u> (事務局) 第16条 判定委員会及び小委員会の事務局は、教育部教育支援課に置く。	条の追加 字句の追加
--	---	--------------------------

付 則

この要綱は、令和8年7月16日から施行する。